

緊急援護資金貸付拠点区分 資金収支計算書
 (自)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	事業活動収入計(1)				
	支出				
	事務費支出	20,000	20,000	0	
	事務消耗品費支出	20,000	20,000	0	
施設整備等による収支	流動資産評価損等による資金減少額		20,000	△ 20,000	
	徴収不能額		20,000	△ 20,000	
	事業活動支出計(2)	20,000	40,000	△ 20,000	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 20,000	△ 40,000	20,000	
	施設整備等収入				
施設整備等による収支	施設整備等収入計(4)				
	施設整備等支出				
	施設整備等支出計(5)				
その他の活動による収支	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)				
	収入				
	拠点区分間繰入金収入	20,000	20,000	0	
	その他の活動収入計(7)	20,000	20,000	0	
	支出				
その他の活動支出計(8)					
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	20,000	20,000	0		
予備費支出(10)		—			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	△ 20,000	20,000		
前期末支払資金残高(12)	247,000	246,275	725		
当期末支払資金残高(11)+(12)	247,000	226,275	20,725		

緊急援護資金貸付拠点区分 事業活動計算書
(自)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	サービス活動収益計(1)			
	費用			
	事務費 事務消耗品費 徴収不能額 徴収不能引当金繰入	20,000 20,000 20,000 20,000	20,000 20,000 35,000 2,000	0 0 △ 15,000 18,000
	サービス活動費用計(2)	60,000	57,000	3,000
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		△ 60,000	△ 57,000	△ 3,000
サービス活動外増減の部	収益			
	サービス活動外収益計(4)			
	費用			
	サービス活動外費用計(5)			
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)				
経常増減差額(7)=(3)+(6)		△ 60,000	△ 57,000	△ 3,000
特別増減の部	収益			
	拠点区分間繰入金収益 その他の特別収益 徴収不能引当金戻入益	20,000 20,000 20,000	20,000	0 20,000 20,000
	特別収益計(8)	40,000	20,000	20,000
	費用			
	特別費用計(9)			
特別増減差額(10)=(8)-(9)		40,000	20,000	20,000
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		△ 20,000	△ 37,000	17,000
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	62,275	99,275	△ 37,000
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	42,275	62,275	△ 20,000
	基本金取崩額(14)			
	基金取崩額計(15)			
	その他の積立金取崩額(16)			
	その他の積立金積立額(17)			
	次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)	42,275	62,275	△ 20,000

緊急援護資金貸付拠点区分 貸借対照表
令和 5年 3月31日現在

(単位:円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	42,275	62,275	△ 20,000	流動負債	0	0	0
現金預金	42,275	42,275	0				
短期貸付金	184,000	204,000	△ 20,000				
徴収不能引当金	△ 184,000	△ 184,000	0				
固定資産	0	0	0	固定負債			
基本財産				負債の部合計	0	0	0
その他の固定資産	0	0	0				
					純資産の部		
				基本金			
				基金			
				国庫補助金等特別積立金			
				その他の積立金			
				次期繰越活動増減差額	42,275	62,275	△ 20,000
				(うち当期活動増減差額)	△ 20,000	△ 37,000	17,000
				純資産の部合計	42,275	62,275	△ 20,000
資産の部合計	42,275	62,275	△ 20,000	負債及び純資産の部合計	42,275	62,275	△ 20,000

計算書類に対する注記（緊急援護資金貸付拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施する。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施する。

③リース資産

当法人は、ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース料総額から利息相当額の見積額を控除せず、定額法による減価償却を実施する。

(2) 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額及びその他の債権残高の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額を、徴収不能引当金として計上する。

(3) 賞与引当金の計上基準

当法人は、職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を賞与引当金として計上する。

(4) 退職給付引当金の計上基準

当法人は、退職一時金の支払に備えるために、期末在籍者（実際に期末に退職する職員を除く）が期末に退職した場合の退職金要支給額を退職給付引当金に計上する。

(5) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式を採用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人は、平成18年度以降に採用となった職員の退職金の支給に備えるため、公益財団法人東法連特定退職金共済会が実施する特定退職金共済制度に加入している。

また、平成17年度以前に採用となった職員に対し、職員の退職手当に関する規程に基づき退職一時金を支払うこととしている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 緊急援護貸付拠点区分計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書（会計基準別紙3（Ⅹ））

緊急援護資金貸付拠点区分におけるサービス区分は単一であるため作成していない。

(3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書（会計基準別紙3（Ⅺ））

緊急援護資金貸付拠点区分におけるサービス区分は単一であるため作成していない。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
短期貸付金	184,000	184,000	0
合計	184,000	184,000	0

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

引当金明細書

自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日

社会福祉法人 調布市社会福祉協議会
緊急援護資金貸付拠点区分

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
徴収不能引当金	184,000	20,000		20,000	184,000	
計	184,000	20,000	0	20,000	184,000	

(注)1. 引当金明細書には、引当金の種類ごとに、期首残高、当期増加額、当期減少額及び期末残高の明細を記載する。

2. 目的使用以外の要因による減少額については、その内容及び金額を注記する。

3. 都道府県共済会または法人独自の退職給付制度において、職員の転職または拠点間の異動により、退職給付の支払を伴わない退職給付引当金の増加または

減少が発生した場合は、当期増加額又は当期減少額（その他）の欄に括弧書きでその金額を内数として記載するものとする。